

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高浜市長

公表日

令和6年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護について、以下の事務を行う。 ①生活困窮者や低所得者に対して面接相談に応じ、その世帯状況に応じて保護の申請、審査、決定を行う。 ②保護状況に応じて決定された支給額を、窓口、振込などの手段で被保護者及び関係機関へ支払を行う。 ③医療扶助の要否を確認し、必要に応じて医療券または給付券の発行を行い、病院からの受診行為などを現物給付する。 ④ケアプランに基づいた介護券の発行を主に行い、介護サービスの給付を行う。 ⑤福祉行政報告例と全国一斉基礎調査および都道府県監査向け資料の作成など、各種報告事務を行う。 ⑥生活保護の不正受給に対して債権管理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び生活保護法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。 ①生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答（生活保護法第24条） ②生活保護の申請に係る事実についての審査（生活保護法第24条） ③職権による生活保護の開始若しくは変更（生活保護法第25条） ④生活保護の停止若しくは廃止（生活保護法第26条） ⑤就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答（生活保護法第55条の4） ⑥保護に要する費用の返還（生活保護法第63条） ⑦徴収金の徴収（生活保護法第77条、78条）
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第二 26の項 番号法別表第二 9項、10項、14項、16項、24項、27項、28項、30項、31項、50項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、106項、108項、116項、120項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域福祉グループ
②所属長の役職名	地域福祉グループリーダー
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高浜市 福祉部 地域福祉グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高浜市 福祉部 地域福祉グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない